

付議第9号

高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案

平成21年9月高知県議会定例会提出予定の条例議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成4年高知県教育委員会規則第1号）第2条第5号の規定に基づき議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(5) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。

高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
説明

この条例は、平成18年1月から利用を休止している高知県立北川青少年の家を廃止しようとするものである。

第　　号

高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案

高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成21年9月　日提出

高知県知事 尾崎 正直

高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1 高知県立北川青少年の家の項を削る。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

新

旧

対

照

表

旧

高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（抜粋）

別表第1（第1条関係）

名称	位置
高知県立香北青少年の家	香美市
高知県立幡多青少年の家	幡多郡黒潮町

別表第1（第1条関係）

名称	位置
高知県立香北青少年の家	香美市
高知県立北川青少年の家	安芸郡北川村
高知県立幡多青少年の家	幡多郡黒潮町

北川青少年の家について

1 条例改正に至る経過

県立北川青少年の家は、建物は、電源開発事業団(当時)の魚梁瀬ダム建設事務所を譲り受ける形で、土地は北川村からの借地で、昭和 42 年 5 月に開設された。

山岳型の体験宿泊施設として県東部の児童生徒を中心に、昭和 60 年には年間 5 千人を上回る利用者があった。

しかし、その後徐々に利用者が減少したため、平成 18 年 1 月から休止し、地域の意向を踏まえた地域活性化に結び付く活用方法を検討してきたが、具体的な活用方法が見つからなかった。

こうした状況の中、国の交付金(地域活性化・経済危機対策臨時交付金)を活用して施設の撤去を行うことができる事が判明したため、北川村と協議をおこなった。

この結果、体育館とプールは北川村に現状のまま無償譲渡し、本館等の他の施設は撤去し、土地を更地にして北川村に返還するということで協議が整い、平成 21 年 7 月補正予算において本館等の解体撤去工事費が認められた。

のことから、今回、9 月県議会において、県立北川青少年の家を条例上削除しようとするものである。

2 施設の概要

区分	内訳等	所有者	
土地	安芸郡北川村久木	北川村	返還
建物	本館 建築:昭和 55 年 3 月 構造:RC2 階建て 延床面積:1,184.58 m ² 宿泊定員:100 名 工事費:156,200 千円 (うち国費)44,000 千円	県	取り壊しを行い更地にして返還
	体育館 建築:平成 5 年 3 月 構造:鉄骨 2 階建て 延床面積:501.58 m ² 工事費:102,236 千円 (うち国費)15,000 千円	県	現状のまま無償譲渡

	野外炊飯棟	建築：平成 10 年 3 月 構造：木造平屋建て 延床面積：82.24 m ² 工事費：8,400 千円	県	取り壊しを行い更地にして返還
	プール	建築：平成 44 年 9 月 構造：RC 25m 6 コース 工事費：3,070 千円	県	現状のまま無償譲渡

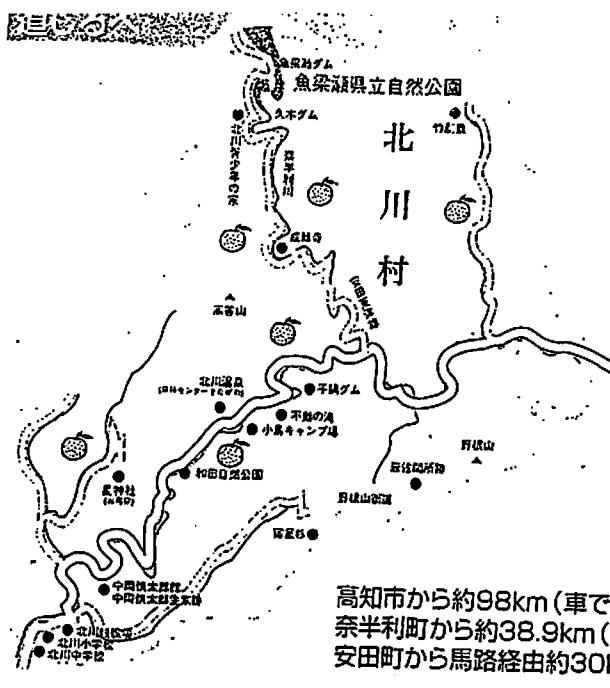
3 国庫補助金の返還の有無について

平成 20 年 7 月 25 日付け 20 文科生第 423 号で文部科学省生涯学習政策局長から「概ね 10 年を経過したものについては補助の目的を達成したものとみなし、原則として報告をもって国の承認があったものとみなすこと(包括承認制)」旨の通知がなされている。

県立北川青少年の家の本館及び体育館についてはこの要件を満たしており、国庫補助金の返還の必要はない。

4 今後のスケジュール

- | | |
|--------------|----------------------|
| 平成 21 年 12 月 | 北川青少年の家解体撤去工事着手 |
| 平成 22 年 1 月 | 文部科学省に正式協議 |
| 平成 22 年 2 月 | 北川青少年の家解体撤去工事完了 |
| 平成 22 年 3 月 | 北川村との無償譲渡契約の締結及び引き渡し |



高知市から約98km(車で約2時間30分)
奈半利町から約38.9km(車で約1時間)
安田町から馬路経由約30km(車で約50分)

